

「MMF等の運営に関する規則」等の一部改正に係る
意見募集の結果について

令和5年1月19日
一般社団法人 投資信託協会

(ご意見等の状況) 法人7社、17件 個人1名、4件

No	ご意見等	本会の考え方
【MMF等の運営に関する規則】		
第1条の2 定義		
1	<p>新第一条の2では「金融商品取引業者等」について、第一種金融商品取引業者および登録金融機関並びに外国法令に基づく法人で類するものと定義され、第二種金融商品取引業者が対象から外されている。</p> <p>第二種金融商品取引業者については、自社発行の投信を取扱う所謂「直販」が認められているが、改正によって、直販の際に自社発行のMRFを利用する可能性を閉ざすことになる。</p> <p>「預り金」を利用できない第二種金融商品取引業者の直販においては、顧客利便（あるいは預り金を有する第一種金融商品取引業者との競合）の面でMRFを利用することは合理的であり、MRFの取扱い有無如何が直販導入の是非を決める大きな要素ともなりうる。</p> <p>現在の金利環境や損失補填の例外のもとでは、投信会社もその拡大に消極的であり、MRFを発行する直販においてもMRFが利用される例は見られないが、今後の金利上昇等も視野に長期的な視点で捉えた場合には、第二種金融商品取引業者である投資信託委託会社における自社発行MRFについては引き続き制度上取り扱えるものとすべきと考えられる。</p> <p>例えば、直販商品が1本である場合には、顧客からの振込資金が即ち投信買付の金額となる（仕組みとしている）ため、資金に余剰が生ずることはなく、預り金は発生しない。</p> <p>また、積立も収納代行により積立金額と同額を引き落としている限り、預り金の余地は生じない。一方で、複数商品を直販で取扱う場合には、顧客のスポットの資金振込み金額の認識だけでは投資信託への割付を行うことができず、預り金を持ってない第二種金融商品取引業者においては顧客への返金が求められる。</p> <p>更に、投資信託の解約後、(時期をみて)再度</p>	<p>直販を行う投資信託委託会社においてMRFの発行・運営を行った事例がなく、またそのようなニーズも寄せられていなかった現状を踏まえ、第一種金融商品取引業者と定義致しましたが、直販におけるMRFの取扱いを除外することを意図しておりませんため、本規則にて定める規定内容を遵守いただくことを前提に、「第一種金融商品取引業者」を「金融商品取引業者」に改め、直販におけるMRFの取扱いが含まれるよう改めることといたします。</p>

	<p>投資信託への投資を行おうとする顧客の待機資金も滞留させることはできず、一旦、顧客の預金口座へ振込み、投資時には再度顧客からの振込みを要することとなる。</p> <p>これに伴い、顧客にとっての不要な手間や不要な振込手数料負担、資金移動の迅速性が損なわれるなど、顧客利便やビジネスの採算性にも大きな影響を与えるものであるが、これはMRFにより解消できる部分が多い。</p> <p>第一条の2第二項でMMFに同様の定義が行われず、MRFのみに制限を課している背景には、MRF特有の「損失補填の例外」に係る財務リスクについて、運用会社ではなく、取扱会社（販売会社）に帰するものとして律するためとも考えられるが、（そもそも第一種金融商品取引業者でも財務基盤が脆弱なところは多いため、これが第二種金融商品取引業者を排斥する理由にはならないと思われるが、）その場合でも「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第16条」において、「資本金50百万円以上の第二種金融商品取引業者」を例外として認めているように、財務基盤に係る制限を課すことで第二種金融商品取引業者も認めることとしてはできないか。</p>	
第19条第3項及び第4項 MRF等の投資対象等 第22条第4項 投資制限		
2	<p>コンティンジェンシー・プランの策定に関連して、MRFにおける資金調達に関して以下の事項を確認させて下さい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●資金の借入について、コール市場からの資金調達（所謂コール・マネー）も可能という認識でよろしいでしょうか。（第19条第3項） ●MRF等の「資金の借入」に関しては「解約金の支払い又は分配金の支払いのための資金の借入に限る」こと、「MRF及びMMFの運営に関する規則に関する細則」の定める限度額の範囲で行うこと」という制約がありますが、MRFが資金調達を目的として行う現金担保付債券貸付取引や売り現先取引に関してはこれらの制約はないという理解でよろしいでしょうか。（第19条第3項及び第4項） ●担保金その他の資産の預託を受けているコール・ローンについては、取引期間が5営業日以内であれば、同一の取引先に係る組入れの合計額に関する制約（純資産総額の25%以内）はありませんが、MRFが商業・ペーパー等を担保として差し入れて資金調達を行うコール取引についても金額的な制約はないという理解でよろしいでしょ 	<p>コンティンジェンシー・プランの策定における実現性の判断は各社で判断すべきものと考えますが、ご指摘の点（四つの“●”の部分）については、規則上、貴見のとおりと考えます。</p>

	うか。(第22条第4項) ●また、MRFが資金調達を目的として行う現金担保付債券貸付取引や売り現先取引に関しては同一の取引先に係る組入れの合計額に関する制約はないという理解でよろしいでしょうか。(第22条第4項)	
第27条第3項 MRF等の組入有価証券の評価及び償却原価法による評価		
3	「残存期間が概ね90日以内のもの(償還期間が3か月の国庫短期証券を含む)」とは具体的にはどのように考えればよろしいでしょうか。	実務的には受渡日から償還日までの残存期間が100日未満であれば「概ね90日以内」を満たしているとお考えください。 また、直近発行された3か月物の国庫短期証券の残存期間が100日以上の場合、当該国庫短期証券および当該国庫短期証券の基準日時点における残存期間と同期間内の債券については、償却原価法で評価することが可能と考えます。
4	「残存期間が概ね90日以内のもの(償還期間が3か月の国庫短期証券を含む)」には、年末年始の関係で残存期間が100日前後になるケースや、新発債と同期間の既発債も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりと考えます。
5	MMF等の運営に関する規則に関する細則における平均残存期間の計算方法と同様に残存期間は受渡日から償還日までという理解でよろしいでしょうか。	
6	新たに組入れた既発債の残存期間が90日を超えていても、新発3か月物TDBの残存期間内であれば、当該既発債を償却原価法で評価可能との理解でいいか? (例えば、新発3か月物TDBの残存期間が98日で、新たに組入れた既発債の残存期間が98日の場合、当該既発債は償却原価法で評価可能との理解でいいか?)	
7	『残存期間が概ね90日以内のもの(償還期間が3か月の国庫短期証券を含む)については、前2項の規定にかかわらず、償却原価法により評価することができるものとする。』との規定に関して、弊社の計理システムでは現在は残存期間が1年を切った時点で償却原価法を適用する機能があるので、新たな規則に対する対応が必要となります。 ①「概ね90日」という定義では、システム的に判断することが出来ませんので、固定的な日数を定めていただけないでしょうか。 ②「償還期間が3か月の国庫短期証券を含む」に関して、①の日数にかかわらず3か月物国庫短期証券は償却原価法を適用できるとの意図かと存じますが、財務省告示の発行	①については、項番3に記載のとおり、「概ね90日以内」には、実務的には受渡日から償還日までの残存期間が100日未満の債券が含まれると考えられますが、年末年始の関係で残存期間が100日以上となる場合があると認識しております。そのような場合であっても、償還期間が3か月の国庫証券短期証券については、本条の対象とすることを意図しており、規則上固定的な日数を定めることは困難であると考えられますことから、原案のとおりとさせていただきます。 ②については、ご指摘のとおり、財務省告示の国庫短期証券の発行要項には、「3か月物」といった表記はないものと考えますが、財務省のウェブサイトに掲載されている入札情報には、「国庫短期証券(3ヶ月)(第〇〇回)」と表示されており、銘柄の

	<p>条件には「3ヵ月物」といった表記は無く、償還日が発行日の3ヵ月後応当日になるという規則も無いと思われ（年末年始を挟む場合は100日を超えている等）。そのため、発行日～償還日の日数をもって判断せざるを得ませんので、例えば償還期間が80日～110日の銘柄を3ヵ月物と判断するように固定的な日数を定めていただけないでしょうか</p>	<p>識別ができるものと考えられますことから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
8	<p>現状のMMFの諸規則ではなく、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」の中に以下の記載がございます。</p> <p>もし、MMFとMRFについてだけ残存期間の概ね90日以内にした場合、下記の残存1年以内（MMFとMRF以外のルール）と2つルールができることとなります。</p> <p>MMFとMRFに照準を合わせて、下記のルールも変更する予定でしょうか？</p> <p>いずれにしても、会計システムの改修が必要になる認識です。</p> <p>また、「概ね」の部分については、具体的に定めないとシステム要件が難しいことが想定されますので表現の仕方を変えたほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>（償却原価法による評価）</p> <p>第22条 買付約定日から1年以内に償還又は満期を迎える公社債等（償還日又は満期日の前年応当日が到来したものを含み、細則第3条第7号に規定するコマーシャル・ペーパーを除く。）について、価格変動性が限定的で、細則で定める償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、当該公社債券等を当該細則で定める方法により計算された額を加算又は減算した額で評価できるものとする。ただし、時価と評価額に乖離が生じ、適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価に評価換えを行うものとする。</p> <p>* 細則第4条（MMF等の特例）</p> <p>第23条 MMF及び証券総合口座用ファンドにおける組入公社債券の評価は、前2条の規定にかかわらず、MMF等の運営に関する規則の定めるところにより評価するものとする。</p>	<p>今般の改正は、MRF等の脆弱性対応のために手当するものであり、固定基準価額（日々の設定・解約に係る基準価額が一円円で固定されているもの）を採用していない一般の投資信託にまで改正を求めているものではありませんので、ご指摘の規則の変更は予定しておりません。</p>
<p>第27条第4項 MRF等の組入有価証券の評価及び償却原価法による評価 第27条の7第1項 緊急時対応策の整備</p>		
9	<p>第27条第4項では一定の時価/償却原価法評価額の乖離が生じた場合、また第27条の7第1項はコンティンジェンシー・プランにつ</p>	<p>今般の改正は、MRF等の脆弱性対応のために、FSB/IOSCOを介して日本の金融庁の要請により規則改正を検討してきたものです。</p>

	いて作成した場合、金融庁へ報告、提出することが義務化されているが、本来法令で定めのあるものに準拠しての報告・提出は分かるが、法令からは別の下位規定において、上位の監督機関に報告・提出を義務付けるのは建付けが適正ではないのでは？ まずは法令の定めがあるものではないか？	なお、本会の規則改正とは別に、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正も予定されていると伺っており、今般改正予定のコンティンジェンシー・プランの提出に係る記載も予定されているものと承知しております。
第 27 条の 6 ストレストテストの実施等		
10	MRF 等が組み入れている CP の残存期間について、特に具体的な記載は無いが、償却原価法が適用される国庫短期証券に準ずる（3 ヶ月国庫短期証券）ような記載は可能か。	CP については、現在の日本のマーケット事情等を踏まえ、規則上はそのまま存知させていただきますが、リスク等を考慮の上、国庫短期証券等となるべく近似した残存期間での運営が望ましいと考えます。
第 27 条の 7 緊急時対応策の整備		
11	「適宜検証」とは、「投資信託等の運用に関する規則 第 2 条の 4（1）ニ」に記載の、流動性リスクに係るコンティンジェンシー・プランと同様の頻度で検証するという認識でよろしいでしょうか。	MRF 等の商品の適性に鑑み、判断されるべきものと考えます。
12	コンティンジェンシー・プランのシナリオについては、特段記載されておりませんが、今後は各社でシナリオを考えるという認識で相違ございませんでしょうか。	貴見のとおりと考えます。
13	当該ファンドにおいて元本を毀損するようなケースのコンティンジェンシー・プランの策定にあたっては、金商法第 42 条の 2 第 6 項の適用を受けるような運用行為に係る運用者の責に帰す場合と、市場要因・流動性リスクの顕在化或いは発行者信用リスクの顕在化による場合など、シナリオは様々で、前者の場合であれば個社要因でもあり個社対応が適切と考えるが、後二者の場合、個社でなく市場全体的な要因の場合、個社毎のコンティンジェンシー・プランでは、同じ商品を扱う販社毎に対応が異なるようだと、販社、ひいては受益者に混乱をきたすのではないか。業界全体的なコンティンジェンシー・プランの策定などの用意があるとよいのではないか。	MRF 等の運営について、脆弱性対応のために各種施策を実施しておりますが、当該 MRF 等の運営は各運用会社に委ねられるものであり、業界全体で一律に対応するものとは考えておりません。まずは、今般の改正内容の実施に向けた体制整備をお願いしたいと考えております。
第 27 条の 7 第 2 項 緊急時対応策の整備		
14	「販売会社や関係者との費用負担に関する取決め等」とありますが、今般ご提出いたしますコンティンジェンシー・プランには、販売会社と具体的に契約を締結することまでは求めておらず、社内で動きを整理できれば良いという認識でよろしいでしょうか。	費用負担に関する事項については、コンティンジェンシー・プランの重要な一つの要素ではあるものの、規則実施までに、販売会社等と具体的な契約まで締結することは困難であるものと思慮いたします。 まずは、緊急時における委託会社の対応や販売会社等との連携について整理いただき、今後改正が予定されております金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、金融庁へご提出いただくよう準備をお願いしたいと考えます。

第 27 条の 7 第 3 項 緊急時対応策の整備		
15	MMF を運用する会社は、現在は無いが、MMF を新たに設定しようとした場合、コンティンジェンシー・プランはどのタイミングで金融庁に提出したらよいのでしょうか？	固定基準価額型の MMF を新たに設定するのであれば、設定前に金融庁に相談の上、提出することが求められると考えます。
【MMF 等の運営に関する委員会決議】		
2		
16	「想定を超える解約」ということは、請求の受付中止を MRF のコンティンジェンシー・プラン（大量解約発生シナリオ）にも盛り込んでよいという認識でよろしいでしょうか。	本規則において、コンティンジェンシー・プランの記載内容を制限するものではありませんので、委託会社においてご検討いただきますようお願いいたします。
【投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則】		
第 17 条 月次開示の方法		
17	販売会社のホームページに掲載する方法は、販売会社の店頭で備え置く方法に加えて、これも販売会社に義務付けると読めますが、その様な趣旨でしょうか？ 選択肢を追加するという趣旨であれば、販売会社のホームページに掲載する方法の記載は（2）に移し、「販売会社の店頭で備え置く方法、または販売会社のホームページに掲載する方法」とすべきではないでしょうか？	ご指摘を踏まえ以下のとおり修正させていただきます。 第 17 条 前条に規定する月次開示を次の各号に掲げる方法により行うものとする。 （1）当該委託会社のホームページに掲載する方法 （2）販売会社（MRF 等規則第 27 条の 2 に規定する販売会社をいう。）の店頭で備え置く方法又は販売会社のホームページに掲載する方法 なお、MRF は法令上運用報告書の交付を免除されておりますが、その代わりに月次開示をホームページにて掲載することを金融庁から求められております。 現状においても、MRF の月次開示は委託会社のホームページにて開示されているものと考えます。インターネットが普及している現代の時流を踏まえ、投資者の利便性を考慮し、販売会社においてもホームページでの掲載について、ご協力をいただくことも重要ではないかと考えます。
【MMF 等の運営に関する規則】		
第 19 条 MRF 等の投資対象等		
18	平成 19 年の金商法、投信法の改正により、証券投資信託の定義の対象となる有価証券が投信法上の有価証券の全てではなくなりました。また、下記のような疑問点もことから、基本的には投資対象を「貸付債権信託受益権」及び「指定金銭信託」とするのではなく、有価証券を主体的とし、対象資産毎に独立の各号として定めている施行規則第 25 条に準じた規定とし、証券投資信託定義上の対象有価証券とその他有価証券の識別及	貴重なご意見有難うございます。 本条につきましては、金融商品取引法制定当時、投資対象を漏れなく読み込めるよう、有価証券及び権利の実在性の有無を問わずに規定した条文であると考えます。 ご指摘いただいた点は、今回の改正検討事項とは異なる箇所であり、今後必要に応じて検討する際の参考にさせていただきます。

	<p>び当該資産（貸付債権信託受益権及び指定金銭信託）の意図する内容が明確に理解できる記載とすべきではないかと考えます。</p> <p>貸付債権信託受益権は会計規則細則第2条第22号に、又、指定金銭信託については運用規則第22条並びに会計規則第2条第2号等にも定められていますが、それぞれ金商法第2条2項第14号規定の受益証券発行信託の受益証券とも理解されますが、貸付債権信託受益証券は施行規則第13条で銀行等の特定の貸付債権を信託する信託の受益証券とされており、また指定金銭信託については当該信託が株式等への投資が可能であること又、会計規則細則第2条第2項の計上科目である金銭信託に計上される資産は安定性、換金性のあるものと推察されるところから、その対象は単なる受益証券発行信託の受益証券ではなく、施行細則第22条に定める元本補填契約のある金銭信託の受益権を表示するものであるべきであったと考えられます（平成19年の変更前の指定金銭信託は施行規則第22条に定める金銭信託の受益権を意図していたものであったと推察いたしております。）。</p> <p>なお、当該規定中の「～受益証券及び～項第1号に規定する信託の受益権のうち～受益権をいう。」の「のうち～受益権をいう。」は、前者の受益証券にも係る意図ではないかと考えますが、「～受益証券のうち、～受益権をいう。」は、有価証券の定義上からはあり得ないことではないかと考えます。「～受益証券のうち、～受益権を表示するもの。」ではないかと考えます。</p> <p>また、投資対象有価証券として、第11号の如くに前面に有価証券でも権利でない「指定金銭信託」が記載されると、投資対象としては疑問を感じます。これに準じた貸付債権信託受益権、指定金銭信託の記載が他の運用規則等の規定にも見られており、これを反映してか、約款中においても有価証券を意図したものであると思われる「指定金銭信託」が投資対象として記されている箇所が見受けられるものの、指定金銭信託としては、約款の投資の対象とする資産の条文中に該当するものが見当たりません。対象資産としては、旧法下においては「金銭信託の受益権」、現法下では「信託の受益権」が定められています。</p>	
第19条第1項第7号 MRF等の投資対象等		
19	<p>CPは、法人の発行するものであり、「外国又は」は不要と考えられます。</p>	<p>項番18に記載のとおりと考えます。</p>
第19条第1項第10号 MRF等の投資対象等		

20	<p>当号は、評価、計理等規則細則第2条第22号中の「貸付債権信託受益権」と同一の規定となっています。</p> <p>当条の柱書の「投資することができる有価証券は、次に掲げる有価証券とする。」と記載されていることから、当号の規定から読み取れる有価証券は、貸付債権信託受益権、～受益証券発行信託の受益証券及び～銀行等の～信託の受益権と読み取られる恐れがあります。施行規則第13条の規定を勘案すれば、「受益証券発行信託の受益証券で、銀行等の貸付債権を信託する信託の受益権を表示するもの及び金商法第2条第2項第1号に該当する銀行等の貸付債権を信託する信託の受益権」が本意でなければならぬのではないかと考えます。</p> <p>「外国又は外国の者の発行する証券又は証書」の「外国又は」は、発行する者が銀行等又は信託会社であることから、不要であると考えます。</p>	項番18に記載のとおりと考えます。
第19条第1項第11号 MRF等の投資対象等		
21	<p>①～金銭信託の受益権であり、かつ、金商法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものでは不明確です。信託には受益証券を発行するものと、発行しないものがあります。受益権と受益証券は金商法上カテゴリーの異なるものです。</p> <p>②受益権については、有価証券に表示されるものと、そうでないものとに識別されています。有価証券に表示されるものでない受益権は受益証券の性格を有するものとも言い難く、受益権そのものではないのでしょうか。難解ですので、前号の貸付債権信託の受益証券に準じた記載としてはと考えます。</p> <p>③先ず、「指定金銭信託」は投資対象ではなく、有価証券である指定金銭信託の受益証券又は指定金銭信託の受益権を明示すべきではないかと考えます。</p> <p>④また、指定金銭信託に関わるもので、外国ものは対象にならないのでしょうか。同じ受益証券発行信託の受益証券で第10号では外国ものも含まれています。施行規則第25条では、受益証券発行信託の受益証券の外ものは対象とされています。指定金銭信託に係るもので外ものが含まれないことについては、疑問です。</p> <p>⑤なお、受益証券発行信託の受益証券又は金商法第2条第2項第1号の権利の性質を有するものは、金商法上には定められていないように思われます。当該第1号の権利を有する</p>	項番18に記載のとおりと考えます。

	ものとしては、外国の者に対する権利と定められています。	
--	-----------------------------	--

貴重なご意見をいただきありがとうございました。